

エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

(平成22年分以降用)

資産 区分	租税特別措置法第10条の2の2第1項各号の該当号	第 号____	第 号____	第 号____	第 号____	第 号____
	種 類					
	構造、設備の種類又は区分					
	細 目					
	取 得 年 月 日	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	事業の用に供した年月日	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	取得価額又は製作価額	円	円	円	円	円
	改定取得価額 (又は $\times \frac{50}{100}$)					

所得税額の特別控除額の計算

本 年 分	取得価額の合計額 (の合計)	円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (-)	円
	税額控除限度額 ($\times \frac{7}{100}$)			繰越税額控除限度超過額 (22の「平成 年分」)	
	事業所得に係る所得税額			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (とのうち少ない金額)	
	本年税額基準額 ($\times \frac{20}{100}$)			所得税額超過構成額	
	本年税額控除可能額 (とのうち少ない金額)			本年繰越税額控除額 (-)	
	所得税額超過構成額			所得税額の特別控除額 (+)	21
	本年分の特別控除額 (-)				

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額等	翌年繰越額 (22 - 23)
	22	23	24
平成 年分 (前年分)	円	(の金額) 円	
本 年 分	(の金額)	(の金額)	外 円
合 計			

機 械 設 備 等 の 概 要

--

エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成 23 年 12 月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条の 2 の 2 第 3 項及び第 4 項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

なお、この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

(注) エネルギー需給構造改革推進設備に事業の用に供する部分以外の部分がある場合は、税務署におたずねください。

1 記載要領

- (1) 「 」欄の「第 号__」の空欄には、エネルギー需給構造改革推進設備が旧措法第 10 条の 2 の 2 第 1 項各号のいずれに該当するかを記載します。
- (2) 「 」欄から「 」欄には、そのエネルギー需給構造改革推進設備の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「 」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「 」欄には、旧措法第 10 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号八又は第 3 号に掲げる減価償却資産について、「 」欄の金額に 50/100 を乗じて計算した金額を記載します。
- (5) 「 」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、特定震災指定寄附金特別控除（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（平成 25 年改正前の措法 41 の 19 の 5）、外国税額控除（所法 95）及び震災特例法第 10 条の 2 から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(6) 「 」欄及び「 」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉔」欄及び「㉕」欄の B の金額を記載します。

(7) 「㉔」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第 10 条の 2 の 2、平成 23 年 12 月所法等改正法附則第 45 条